

世界禁煙デー2016記念フォーラム in 弘前

弘前市におけるたばこの健康被害防止対策の取り組みについて

弘前市健康福祉部健康づくり推進課

背景

喫煙・受動喫煙による健康影響が明らかになるにつれ、社会的関心が高まる中、国内外のたばこ対策の動向が大きく変化

平成15年5月 健康増進法 施行
平成17年2月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 発効
平成24年6月 がん対策推進基本計画 決定 など

たばこ対策の必要性

■喫煙は死亡の最大要因

喫煙による死亡者数…年間約**13万人**（全死亡者の約1割）

- ◎がん、心臓病、脳卒中、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の罹患率・死亡率が高い
- ◎妊婦の喫煙による流産・早産・低出生体重児等の発症率が上昇
- ◎胎児の発育に悪影響

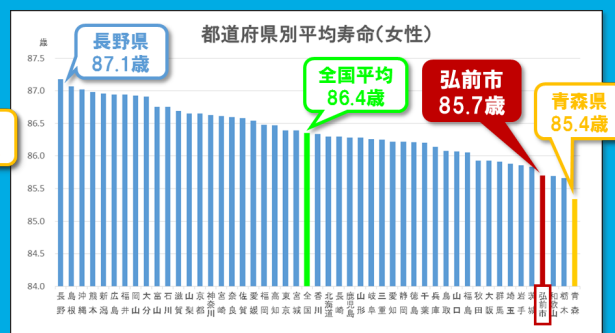
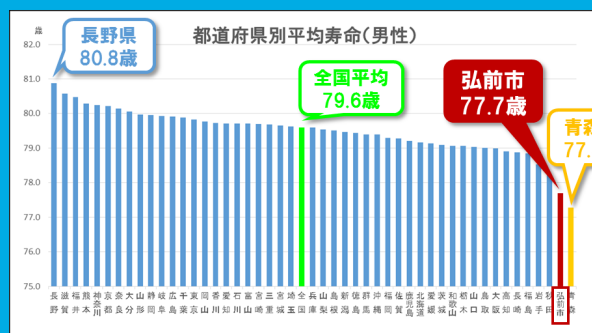
■周囲の人の健康にも影響

受動喫煙による死亡者数…年間約**6,800人**（肺がん及び心筋梗塞）

- ◎肺がん、脳卒中、虚血性心疾患の発症リスク上昇
- ◎乳幼児突然死症候群（SIDS）の原因
- ◎呼吸機能障害

当市の現状

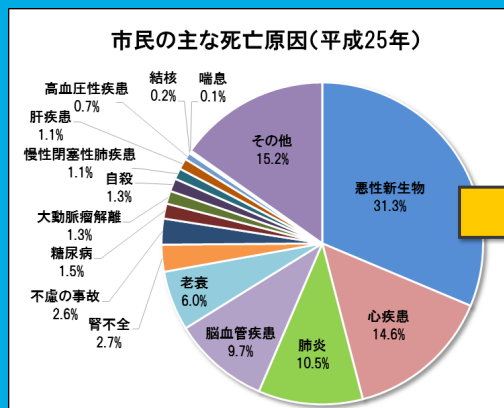
①平均寿命が短い



H22市区町村別生命表(厚生労働省)

当市の現状

②がんによる死亡率が高い



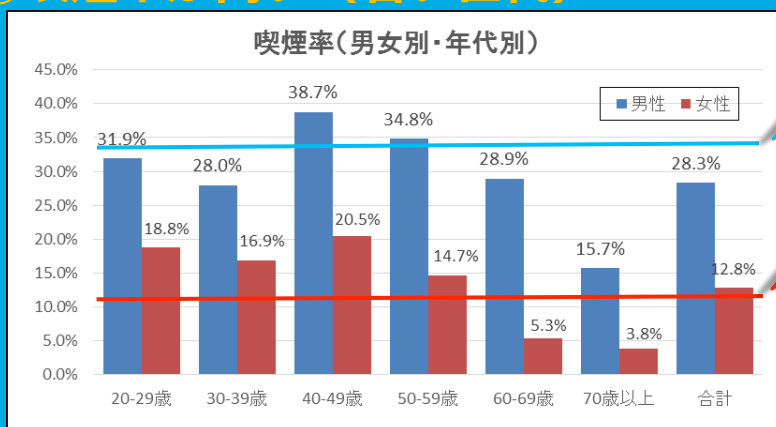
がんの部位別死亡順位

順位	部 位	がん死亡数に占める割合
1位	肺がん	18.1%
2位	胃がん	14.6%
3位	大腸がん	14.5%
4位	肝及び肝内胆管がん	8.6%
5位	胆のうがん	6.6%

H25人口動態統計(厚生労働省)

当市の現状

③喫煙率が高い(若い世代)



全国(男性)
33.7%

全国(女性)
10.7%

市民の健康づくりに関するアンケート
(H27.弘前市)

これまでの取り組み

平成20年3月 弘前市健康増進計画（健康ひろさき21）

壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現のため、健康づくり戦略の一つとして「**禁煙する人を増やそう**」を取り組みの目標に設定

平成26年12月 弘前市健康増進計画（健康ひろさき21）〔第2次〕

「健康ひろさき21」による取組結果を踏まえ、健康増進に向けた個人の意識と行動の変容を支援するための対策の一つに喫煙対策を掲げ、「**妊娠中の喫煙をなくす**」と「**成人の喫煙率の減少**」を目標に設定

平成27年3月 弘前市経営計画（改訂）

健康分野の戦略において新たに「**たばこの健康被害防止対策**」を掲げ、受動喫煙防止対策をはじめ、たばこの健康被害を受ける市民の減少に向けた取り組みを推進

弘前市のたばこの健康被害防止対策

健康相談・健康教育 (通年)

■ 健康相談（禁煙支援）

- ◎ 市保健センター、ヒロロ、岩木保健福祉センターでの定期・随時相談
- ◎ 「市民の健康まつり」での健康寿命アップコーナー設置（H27.7/11-12）

■ 健康教育

- ◎ 正しい知識の普及啓発
 - ☞ 広報ひろさきへの掲載（6/1号）
 - ☞ パパママ教室（たばこの健康影響、禁煙支援に関する情報提供）
 - ☞ 新成人への普及活動（成人式でのたばこの健康影響に関する資料配付）



弘前市のたばこの健康被害防止対策

喫煙環境表示ポスターの作成・配付 (平成27年4月～)



喫煙環境表示ポスターの作成・配付

実施概要

さくらまつり・ねぶたまつり期間、中心商店街エリア内の店舗等に、店舗内の喫煙環境表示用のポスターを制作・配付。

店舗等に該当する喫煙環境ポスターを貼ってもらい、市民や観光客の不意の受動喫煙を未然に防止。

まつり期間に合わせて実施することにより、観光客に対するサービス向上にも貢献。

■ さくらまつり期間 (H27.4/18～5/6) ※まつり期間終了後は任意

配付店舗数：282件

貼付店舗数：135件 (47.9%)

※内訳：「禁煙」…36.9%、「分煙」…9.9%、「喫煙」…7.3%、「時間禁煙」…3.9%

■ ねぶたまつり期間 (H27.8/1～8/7) ※まつり期間終了後は任意

配付店舗数：204件

貼付店舗数：83件 (40.7%)

※内訳：「禁煙」…24.5%、「喫煙」…6.9%、「分煙」…6.4%、「時間禁煙」…2.9%



弘前市のたばこの健康被害防止対策

「弘前市たばこの健康被害防止対策の基本的な考え方」

(平成27年12月決定)

策定の目的

市民・関係者（団体）・行政が一体となって総合的なたばこの健康被害防止対策を進めるにあたり、**市民等に対し市の考え方を明らかにし、市民等との認識の共有**を図る

「弘前市たばこの健康被害防止対策の基本的な考え方」

基本方針

(1) たばこの健康被害防止に関する指針の策定

たばこの健康被害防止に向け、市民・事業者・行政が一体となって継続的かつ段階的に取り組むため、各主体の役割と具体的な対策のあり方を行動指針として示す

(2) 次世代の健康の確保

心身ともに未発達な未成年の喫煙・受動喫煙の防止、妊娠や子育てを契機とした禁煙を推進

(3) 先導的に全面禁煙とするべき施設等の検討

公共的空間は原則全面禁煙であるべきとしつつ、施設の利用形態に応じた受動喫煙防止対策を進めざるを得ない中、先導的に全面禁煙とするべき施設等を示し、段階的に取り組む

※先導的に全面禁煙とするべき施設等

官公庁の事務所、市の管理する施設・医療機関・保育所、認定こども園、幼稚園、学校

「弘前市たばこの健康被害防止対策の基本的な考え方」

基本方針

(4) たばこの健康被害に関する情報の提供

喫煙者及び喫煙者の周りにいる人がたばこの健康への影響について正しい判断ができるよう、行政・関係団体の連携による適正かつ分かりやすい情報提供

(5) 禁煙・受動喫煙防止への取組に対する支援

国・県や医療機関等が取り組む禁煙支援対策の情報発信や、これらと連携した効果的かつ継続的な禁煙指導・禁煙支援

(6) 顧客ニーズへの対応

受動喫煙防止対策が行われている店舗情報を市民や観光客にわかりやすく伝えるなど、喫煙空間を好まない顧客が選択できるような仕組みの構築

(7) 市民、関係団体、行政など多様な主体との協働体制の構築

多様な主体の能動的かつ継続的な協力が得られるよう、たばこの健康被害防止について協議・検討する

機

関を整備し、地域団体との協働による取組を推進

弘前市のたばこの健康被害防止対策

「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」

(※策定作業中)

策定の目的

疾病予防の観点から、たばこの健康被害防止に向けた各主体の役割と具体的な対策を「行動指針」として示す

市民・関係者（団体）・市が「3つの柱」に基づき、それぞれの役割を認識しながら一体となって継続的かつ段階的に取り組みを進める

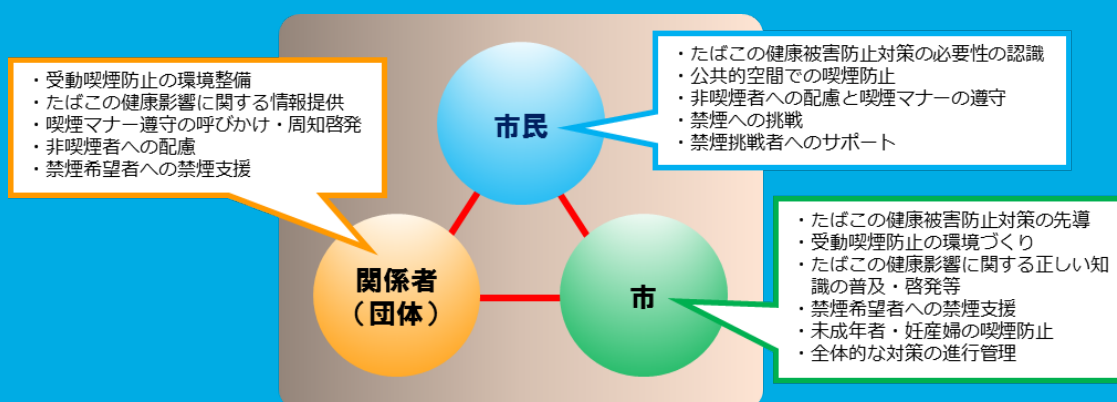
「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」 (案)

3つの柱

次世代の健康の確保	成人の喫煙率の減少	受動喫煙防止の環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の喫煙防止 ・妊産婦の禁煙支援・喫煙防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙者の健康の確保 ・周囲の人の受動喫煙の機会減少 ・禁煙希望者に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿の設定

「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」 (案)

各主体の役割



「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」 (案)

指針の意義

- ①各主体がたばこの健康影響を知ること
- ②各主体がたばこの健康被害防止について共通認識を持つこと
- ③各主体が主体性をもって具体的対策を実践すること



それぞれが当事者であることを認識